2　前項の届出書には、前条第三号に掲げる事項に変更がある場合は、当該変更後の第四十四条の三第一項の図面を添えなければならない。

3　法第百条の四第三項の届出をしようとする者は、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合は、当該届出の際に、許可証を経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）

第四十四条の十二　法第百条の八第一項の合併又は分割の承認を受けようとする者は、様式四十一による合併承認申請書又は様式四十二による分割承認申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二　申請者が法第百条の三第二号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

2　法第百条の八第一項の合併又は分割の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（探査の許可を受けた者の相続の承認の申請）

第四十四条の十三　法第百条の九第一項の相続の承認を受けようとする者は、様式四十三による申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一　戸籍謄本

二　相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

三　申請者が法第百条の三第二号イ又はロのいずれにも該当しないことを誓約する書面

2　法第百条の九第一項の規定による相続の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（探査の結果の報告）

第四十四条の十四　法第百条の十一に規定する報告は、様式第四十四に次に掲げる事項を記載した書面及びデータ（探査において得られた地質構造等の調査の結果（解析結果も含む。）及びその記録）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを添えて行うこととする。

一　探査の信頼性に影響を及ぼす疑いのある事項

二　その他必要な事項

第四十五条第一項中「または」を「又は」に、「左に」を「次に」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同項第一号中「および」を「及び」に改め、同項第二号及び第三号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第四号中「および」を「及び」に改める。

第四十五条の二第一項中「左に」を「次に」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「ならびに」を「並びに」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同項第一号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第二号及び第三号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第四号及び第五号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改める。

第四十六条第一項中「左に」を「次に」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「採掘権者」を「一般採掘権者」に改め、同項第一号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第二号中「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第三号中「および」を「及び」に改め、同項第四号中「当該採掘権および」を「当該一般採掘権及び」に、「の採掘権」を「の一般採掘権」に改め、同項第五号及び第六号中「および」を「及び」に改め、同条第二項中「採掘権者ならびに当該採掘権および」を「一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び」に、「採掘権の」を「一般採掘権の」に、「または」を「又は」に改める。

第四十七条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同項第一号及び第二号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第四十九条第一項中「法第百七十一条又は法第四十条第一項」を「法第百二十六条又は法第三十四条第一項」に改める。

第五十一条中「第百七十一条」を「第百二十六条」に改める。

第五十二条第一項中「審査請求の場合」を「審査請求又は異議申立ての場合」に、「その代理人に審査請求」を「異議申立人若しくはこれらの代理人に審査請求又は異議申立て」に改め、同条第二項中「審査請求に」を「審査請求又は異議申立てに」に、「その代理人」を「異議申立人若しくはこれらの代理人」に改め、「審査請求書」の下に「又は異議申立書」を加える。

第五十七条第一項中「第百八十六条第一項」を「第百四十条第一項」に、「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同項第一号及び第二号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第三号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に、「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（滞納金の額の算定に関する特例）

第五十七条の二　法第百四十三条第四項の経済産業省令で定めるときは、災害その他特別の事情により納期限までに負担金を納付できないときとする。

第五十八条中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第五十八条の二第一項の表中「第二十七条の二」を「第二十七条の三」に、「第二十七条の四」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「法第三十六条第二項」を「法第三十条第二項、法第三十九条第四項、法第四十一条第四項、法第四十四条第三項」に改め、同条第三項中「第十一条第一項（」の下に「第二十二条の六、」を加え、同項第四号中「第三十七条」を「第三十六条」に改める。

第五十八条の六第一号から第六号までの規定中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第五十九条中「第百九十条第二項」を「第百四十四条第三項」に改める。

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第六十一条　法第十九条、法第三十八条第一項、第三項及び第七項、法第三十九条第一項及び第二項、法第四十条（第六項及び第八項を除く。）、法第四十一条（第四項を除く。）、法第四十三条（第四項及び第五項を除く。）、法第四十五条第一項及び第二項、法第五十一条の二（第四項を除く。）、法第五十一条の三、法第五十二条、法第五十三条、法第五十三条の二第三項、法第五十四条、法第五十五条、法第五十六条第一項、法第五十七条第一項、法第五十八条、法第六十一条、法第六十二条（第一項を除く。）、法第六十三条の二第一項及び第二項、法第六十四条の二第一項及び第三項、法第六十六条第四項、法第六十七条、法第六十八条、法第七十条の二第一項、法第八十八条、法第百条（第五項を除く。）、法第百条の二（第四項及び第五項を除く。）、法第百条の三、法第百条の四第一項及び第三項、法第百条の五、法第百条の六、法第百条の八第一項、法第百条の九第一項、法第百条の十、法第百条の十一、法第百一条第一項及び第二項、法第百二条、法第百六条（第四項を除く。）、法第百六条の二第三項、法第百七条第三項、法第百十七条第三項、法第百十九条、法第百二十条、法第百二十二条、法第百二十三条第一項、法第百二十四条第一項、法第百三十七条、法第百三十八条、法第百三十九条、法第百四十条第一項、法第百四十一条、法第百四十二条、法第百四十三条（第五項及び第六項を除く。）並びに法第百四十四条第一項及び第二項に規定する経済産業大臣の権限は、鉱区等の区域（法第三十八条第一項若しくは法第四十条第三項若しくは第七項又は法第四十一条第一項の規定により設定される鉱区等の区域であつて、その全部又は一部が次の掲げる区域内に設定されるものを除く。）の所在地を管轄する経済産業局長が行う。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一　領海及び接続水域に関する法律第一条第一項の規定による領海又は内水（内水面を除く。）

二　排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項の規定による排他的経済水域に係る海域